

16 御真影奉還並びに伝達期日に関する件照会

〔昭和五年十一月〕

発秘二五三三号		(注記1)	
定決裁	11月14日	文書課長	(宮下)
送発	11月14日	起案者	(鬼木)

昭和五年十一月十三日起案

庶務掛長 (渡邊)

秘書課長 (菊池)

照会案 (注記2)

年月日

秘書課長

(注記3) 〔抹消〕北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、岐阜、長野各地方長官宛
〔加筆〕〔各地方長官宛〕

照会

曩ニ貴管下各学校へ御貸下相成タル
今上天皇

皇后兩陛下御真影ヲ奉還ノ上新ニ御下賜可被為在趣ニテ宮内省ニテハ右奉還並伝達ノ日取ヲ来年紀元節以前即チ昭和六年一月中旬ヨリ開始二月五日頃迄ニ終〔リ〕〔了〕ノ予定ヲ以テ御計画中ノ処貴地方ニ於テ該期間中之ヲ行フハ御真影ノ取纏メ或ハ伝達等ノ途上輸送ニ関シ風雪等ノ為不都合ヲ来ス恐レ無之ヤトモ懸念セラル、ヲ以テ右計画ノ参考ニ資シ度〔二付〕該日取ニ関シ貴

(下 札)

県ノ御希望〔アラバ〕一応承知致度〔来春ニ入り輸送ニ都合ヨロシキ時節ニ入り〕〔若シ彼此ノ都合上前日取以外ノ時ニ〕奉還並伝達御希望ノ場合ハ折返シ何分ノ回答相煩度此段照会ス

号	定決裁	月日	文書課長	送発	月日	起案者	(鬼木)
---	-----	----	------	----	----	-----	------

昭和五年十一月十日起案

庶務掛長 (佐藤)

大臣 次官 秘書課長

通牒案 (書留)

年月日

文部次官

地方長官宛

通牒

曩ニ貴管下各学校ニ御貸下相成タル
今上天皇

↑ 皇后兩陛下御真影 (合計、、、校分) (学校数ハ別紙府県別表ノモノヲ記入ノコト) 今般全部奉還ノ上新ニ御下賜可被為在旨宮内省ヨリ通牒有之タルニ付左記事項御了承ノ上別便送付ノ奉還名簿 (朱野) 拝戴名簿 (黒野) 二所要事項記載ノ上各式通計四通ヲ来ル〔十一月二十三日〕迄二本省へ到着ノ予定ヲ以テ遅滞ナク御送付相成度依命通牒ス
〔追而今回ハ曩ニ御貸下相成タル学校ニ対シテノミ〔取換へ〕御下賜相成モノニ付新ニ拝戴方希望ノ分ニ対シテハ後日御下賜方申請ノ〕

記

一、奉還名簿ニハ昭和三年十月御貸下以来ノ分ヲ〔^(抹消)拝載當時ノ学校名其儘〕全部記入ノコト

但シ(イ)焼失等ニ依リ事実奉還不能ノ分ニ対シテハ備考欄

ニ其旨朱記ノコト〔例何年何月何日焼失何年何月何日文部大臣宛報告済等〕、(ロ)

校名改称、廃校、〔^(抹消)変色〕等ノ分ハ備考欄ニ其旨朱記ノコト

ト

二、拝戴名簿ニハ前項奉還名簿中今般新ニ御下賜可〔^(加筆)被〕為在御

真影拝戴希望ノ学校名ヲ記入ノコト

但シ前項(イ)ニ該当ノ学校ニハ〔^(加筆)並分〕御下賜不被為在

〔^(加筆)見込〕ニ付記入セサルコト

〔^(加筆)三〕〔^(加筆)拝戴名簿ニハ〕御真影ヲ未タ拝戴シタルコトナク今回初メ

テ拝戴希望ノ学校ハ之ヲ含メサルコト

四、奉還並伝達ハ来ル十二月一日ヨリ昭和六年一月末日迄ノ間

ニ於テ之ヲ行フ見込〔^(抹消)ニ付予メ御含置相成度〕〔^(加筆)尚〕其ノ地方

別〔^(加筆)並〕日程ハ近日中ニ通知〔^(抹消)スルノ〕〔^(加筆)ス〕

五、奉還並二伝達ハ右地方別日程ニ依リ同日ニ之ヲ行フニ付当

日午前十時迄貴庁係官ハ奉還スヘキ御真影ヲ奉持ノ上宮内

省構内〔^(抹消)ニ〕〔^(抹消)〕臨時〔^(抹消)ニ設ケタル〕文部省出張所ニ御出頭

〔^(抹消)相成度〕〔^(加筆)〕

六、奉還並二伝達ノ為要スヘキ御真影ノ包装並ニ取扱等ニ就テ

ハ不敬ニ亘ラサル様特ニ御注意〔^(抹消)相成度〕〔^(加筆)〕

七、奉還並拝戴ノ途上ノ御警衛ニ就テハ警察官ノ同行ヲ希望ス

ルモ東京発着各駅ト宮内省間ノ御警衛方ニ就テハ予メ当省

ヨリ警視庁ヘ〔^(加筆)応援方〕〔^(抹消)交渉ス〕〔^(抹消)依頼ス〕

八、奉還並二伝達ノ為ニ要スル特別列車配給方ニ就テハ当省ニ

於テ鉄道省ニ交渉シ各地方庁ニ於テ奉還スヘキ御真影積込

当日迄ニ送車致スヘキニ付貴庁ニ於テモ前以テ最寄駅〔^(抹消)ニ〕

〔^(加筆)ト〕御打合〔^(抹消)七相成度〕〔^(抹消)ス〕〔^(加筆)ノ〕尚〔^(抹消)列車到着ノ日時

等詳細ハ追テ通知ス〕〔^(加筆)列車改造方〕〔^(加筆)関シテ〕ハ文部省ヨリ鉄

道省ニ依頼〔^(加筆)シ〕該経費ハ関係各府県分割負担ノ〕以上

追記

輸送計画交渉上必要ニ付列車ニ依ラス自動車ヲ用ヒラル

ル向ハ其ノ旨折返シ御申出テ相成度

輸送列車ノ発着ノ日程等ハ詳細近□通知ス

〔^(抹消)二〕輸送費並列車改造費ノ府県分担額ハ〕

九、輸送費〔^(加筆)ハ〕鉄道省ヨリ直接各関係庁ヘ請求スルモ〔^(加筆)列車改

造方〕〔^(加筆)関シテ〕ハ文部省ヨリ鉄道省ニ依頼〔^(加筆)シ〕該経費ハ関係

各府県分割負担ノ〕

北海道	一、三〇六	〔 ^(朱書) 六九〕
青森	四一一	〔 ^(朱書) 二二〕
岩手	四六六	〔 ^(朱書) 二五〕
宮城	三三一	〔 ^(朱書) 一八〕
秋田	三八八	〔 ^(朱書) 二二〕
山形	三七五	〔 ^(朱書) 一〇〕
福島	五四四	〔 ^(朱書) 一九〕
茨城	四七七	〔 ^(朱書) 一五〕

島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木
四〇八	二二〇	二六五	三六六	六九二	三八二	二九三	二四九	四八六	六〇二	五七一	四八一	四七四	二五一	二七〇	二四六	二六八	五五六	二九六	四八五	四二一	三四一	二三七	三三二
✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 一四	✓ _(朱書) 二〇	✓ _(朱書) 二七	✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 一六	✓ _(朱書) 一四	✓ _(朱書) 一六	✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 一六	✓ _(朱書) 一五	✓ _(朱書) 一四	✓ _(朱書) 一五	✓ _(朱書) 一三	✓ _(朱書) 一五	✓ _(朱書) 二〇	✓ _(朱書) 一六	✓ _(朱書) 一六	✓ _(朱書) 一三	✓ _(朱書) 一八	✓ _(朱書) 一三	✓ _(朱書) 一八

沖繩	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山
一三二	六二九	二四五	三一五	四一〇	四〇一	二〇五	六四一	一〇〇	四三六	一九〇	一八三	四〇三	三八四	二二五
✓ _(朱書) 一七	✓ _(朱書) 二四	✓ _(朱書) 一三	✓ _(朱書) 一七	✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 一三	✓ _(朱書) 二四	✓ _(朱書) 一六	✓ _(朱書) 一三	✓ _(朱書) 一〇	✓ _(朱書) 一〇	✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 二二	✓ _(朱書) 二二

発秘三八三号	定決裁	12月12日	文書課長	送発	12月12日	起案者
(注記5)			(印)		(注記6)	(印)

昭和五年十二月八日起案
 秘書課長 花押 (彌池)
 庶務掛長 佐藤
 (注記7)
 送付案

年月日

秘書課長

外務次官

地方長官

各宛

本年十二月十日付発秘三八三号文部次官通牒ニ依ル 御真影奉

還名簿用紙並ニ拝戴名簿用紙各々、枚送付ス

○枚数ハ別紙府県名下ニ記載セルモノヲ記入ノコト

(注記1)

「51」

(注記2)

「記録掛/22・5・12/受領」

(注記3)

「四九」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「記録掛/22・5・12/受領」

(注記5)

「例規」「謄写」「⑧」

(注記6)

「施行前要素再回/佐藤」

(注記7)

「記録掛/22・5・12/受領」

(下札)

⑨種別

い一/聯繫 /登録追加 /件名 各地方庁(抹消)照会

御真影奉還並伝達期日ニ関スル件/番号 /結了年月日 昭五

一一一四/保存年限 /枚数

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第1冊〕 文部
省⑨ 3A, 30-5, 1044